



長野県指令4建政第4-319号
令和 5年 1月26日

〒399-8760
長野県松本市
笹賀7600-19

(株)上條器械店

代表取締役
上條 栄規 様

長野県知事 阿部 守一



一般建設業の許可について (通知)

令和 4年 1 2月 1 4日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	長野県知事 許 可 (般 - 4) 第 26627 号
許可の有効期間	令和 5年 1月 26日から 令和 10年 1月 25日まで
建設業の種類	
建築工事業 屋根工事業 鋼構造物工事業	大工工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 12月 26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)